

防災無線の放送内容が電話で確認できます。【専用電話番号】 ☎ 539・2061 または ☎ 539・2062

平成 24 年度決算に基づく健全化判断比率等についてお知らせします

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、自治体の財政健全度を測る指標として、健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4つの指標）を算定しました。

この算定結果により、健全化判断比率が早期健全化基準を上回った場合は、財政状況が黄信号の状況、さらに財政再生基準を上回っ

た場合は、赤信号の状況にあると判断され、法律に基づき、財政健全化計画または財政再生計画を策定し、自治体財政の健全化を図ることとなります。

また、公営企業（下水道事業）の経営の健全性に関する指標として、資金不足比率を算定しました。資金不足比率が経営健全化基準を上回った場合は、経営状況が悪化していると判断されます。平成 24 年度決算をもとに算定した福生市の比率は下表のとおりで、いずれも早期健全化基準を下回りました。

【問合せ】財政課 ☎ 551・1534

▼福生市の健全化判断比率

区分	平成 24 年度 (平成 23 年度)	早期健全化基準 〔黄信号〕	財政再生基準 〔赤信号〕
実質赤字比率	一般会計等の実質赤字の標準財政規模※に対する割合 — (—)	13.10%超 (13.09%超)	20.00%超
連結実質赤字比率	すべての会計の実質赤字の標準財政規模※に対する割合 — (—)	18.10%超 (18.09%超)	30.00%超
実質公債費比率	一般会計等が負担する実質的な公債費の標準財政規模※に対する割合 1.5% (2.4%)	25.0%超	35.0%超
将来負担比率	一般会計等が将来的に負担すべき実質的な負債の標準財政規模※に対する割合 — (—)	350.0%超	

(注) 実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、赤字額がないため「—」となります。将来負担比率の数値は算定されないため「—」となります。

※ 標準財政規模とは、市税や地方交付税などの自由に使える収入を標準化したものです。

() 内は平成 23 年度の数値です。

▼福生市の資金不足比率

区分	平成 24 年度	経営健全化基準
下水道事業会計	資金の不足額の事業の規模に対する割合 — (—)	20.00%超

(注) 資金不足額が生じないため「—」となります。

() 内は平成 23 年度の数値です。

ご協力ありがとうございました

福生市長 加藤 育男

国体ソフトボール（成年女子）競技が無事終了しました。



本大会を実施するにあたっては、福生市ソフトボール連盟をはじめとする関係各位のほか、町会・自治会や市民ボランティアの方々のおもてなしの心と笑顔によって支えられました。

大会開催前、町会・自治会等の皆さんが、歓迎のため一生懸命に清掃活動をしてくださり、市のイメージアップにご尽力いただいたことに、心からの感謝を申し上げますとともに、「チーム福生」を実感する思いでした。

おかげさまで、市外からの来場者や関係者・選手たちも清潔で美しい福生のまちに感心されていました。大会を盛り上げてくださいましたすべての皆さん、本当にありがとうございました。

これからも福生市から、日本中に元気を発信し、「夢かなうまち福生」を実現していきましょう。

自転車の放置はやめましょ
市では、市内の駅（東福生駅を除く）から約 300m 以内を自転車等放置禁止区域に指定しています。自転車等放置禁止区域の道路や駅前広場・公園などの公共の場所に、自転車・原付が駐車されると、警告札を取り付け、その後撤去し、自転車保管場所へ保管します。駅周辺に自転車でお出かけの際は、自転車駐車を御利用ください。市民の皆様

「声の市議会だより」をお届けします
市では、市民ボランティア団体「福生いってんわ」と協働で視覚障害者（1・2 級）の方に「声の市議会

だより」（デイジー方式の CD 版）をお届けしています。ぜひご利用ください。
○ **デイジー（DAISY）**
とは
デジタル録音図書国際標準で、聴きたいところをページや見出しですぐに検索できるなど、情報検索性に優れています。

10 月の納税のお知らせ
10 月は市・都民税（第 3 期）、国民健康保険税（第 4 期）、介護保険料（第 4 期）、後期高齢者医療保険料（第 4 期）の納期です。納期限は 10 月 31 日（木）です。お忘れのないようご納付ください。口座振替は 10 月 31 日（木）の予定です。残高不足にご注意ください。※納期を過ぎると延滞金が課されます。

福生市まちづくりに資する寄附金（ふるさと納税）
9 月 1 日から 30 日までの間に NPO 法人 ケアサービ（匿名）から 1 万 1 千円のご寄附をいただきました。寄附金は、寄附者のご希望等に応じ、有効に活用させていただきます。
（平成 25 年度累計 21 件、165 万 6,531 円）
【問合せ】契約管財課 係 ☎ 551・1535

【問合せ】秘書広報課広報広聴係 ☎ 551・1529 ※土・日・祝日を除く				
相談内容	実施日	時間	場所	備考
人権の上相談・行政相談	6 日(水)			
登記相談	7 日(木)			
相続遺言等暮らしの手続き相談	12 日(火)			予約制、先着 6 人 (1 人 30 分) ※相談日 1 か月前から電話で秘書広報課広報広聴係へ。
税務相談	28 日(木)			
法律相談	1 日(金)・13 日(水) 20 日(水)・27 日(水)	午後 1 時 30 分 ～ 4 時 30 分	市役所 1 階 第 1 相談室	予約制、先着 6 人 (1 人 30 分) ※相談日 6 日前から電話で秘書広報課広報広聴係へ。
交通事故相談	21 日(木)			予約制、先着 6 人 (1 人 30 分) ※相談日 1 か月前から電話で秘書広報課広報広聴係へ。 相談日以外は東京都都民の声課 ☎ 03・5320・7733 へ。
少年相談	15 日(金)	午前 9 時 ～ 午後 4 時 30 分		予約制、警視庁八王子少年センター ☎ 042・679・1082 へ。相談日当日は秘書広報課広報広聴係へ。
介護保険相談	毎週月・火・木・金曜日	午前 9 時～正午 午後 1 時～4 時	市役所 1 階 介護福祉課	介護福祉課介護保険係 ☎ 551・1764
子ども相談	毎週月～土曜日	午前 8 時 30 分 ～ 午後 5 時 15 分	子ども家庭支援センター（子ども応援館 1 階）	子どもと家庭の相談・児童虐待に関すること。 ☎ 539・2555
消費者相談	毎週月・木曜日	午前 10 時～正午 午後 1 時～4 時	市役所第二棟 2 階第 2 相談室	シティセールス推進課産業活性化グループ ☎ 551・1699
心配ごと相談	毎月第二水曜日	午後 1 時～3 時	福祉センター	社会福祉協議会・成年後見センター福生 ☎ 552・5027
事業資金相談	14 日(木)	午後 1 時 30 分 ～ 3 時 30 分	商工会館 1 階相談室	商工会 ☎ 551・2927 ※対象は市内の小規模事業者

【そのほかの相談】市政・市民相談、国民年金相談、ひとり親家庭相談、健康相談、育児相談（☎ 551・1511 市役所代表）、心の相談、成年後見制度相談、苦情相談、権利擁護相談（☎ 552・5027 福祉センター）、教育相談（直通 ☎ 551・7700）

※予約開始日が土・日・祝日の場合、翌日以降最初の平日からとなります。

【安全安心まちづくり市民ひろば次回の開催】 犯罪のない、安全で安心して暮らすことができる福生市を目指し、話し合いをしています。市内在住・在勤の方ならどなたでも参加できます。【日時】 10 月 24 日(木)午後 7 時～9 時 【場所】 わかざり会館 2 階集會室 【問合せ】 安全安心まちづくり課地域安全係 ☎ 551・1691